

京都市告示第 606号

道路法第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を決定し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から2週間一般の縦覧に供します。

令和8年1月15日

京都市長 松井孝治

道路の種類 市道

供用開始の期日 告示の日

路線名及び道路の区域

路線名	区間	延長	敷地の幅員
嵯峨経263号線	右京区北嵯峨氣比社町9番地の5地先から同町9番地の1地先まで	63.10	6.00～11.30
嵯峨経264号線	右京区嵯峨石ヶ坪町1番地の115地先から同町48番地地先まで	51.30	6.00～9.40
嵯峨経265号線	右京区嵯峨蜻蛉尻町21番地の8地先から同町21番地の14地先まで	67.10	6.00～11.20
八条経5の1号線	下京区薬園町174番地の36地先から同町174番地の9地先まで	28.90	2.70～3.05

(建設局土木管理部道路明示課)